

運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

基準

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、指定訪問介護（他のサービス共通）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 30 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等（他の職種共通）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

【基準条例 第 9 条第 1 項ほか】

（前略）指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護（他のサービス共通）を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護（他のサービス共通）事業所の運営規定の概要、訪問介護員等（他の職種共通）の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（中略）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護（他のサービス共通）の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。（後略）

【基準省令解釈通知 第 3 の一の 3 の (1) ほか】

事例

- ✓ 利用者の負担割合について、1 割または 2 割の旨のみが記載されている。
- ✓ サービス利用料金について、平成 30 年度制度改正前の表示のまま重要事項説明書を交付していた。

指導・ポイント

- 平成 30 年 8 月より、一定の所得を有する利用者については 3 割負担となっているので、その旨を記載すること。
- 重要事項説明書は、利用者が正確な情報を確認できるよう介護報酬改定や制度改正を適正に反映し、利用者に交付すること。

2 勤務体制の確保等

基準

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護（他のサービス共通）を提供することができるよう、指定訪問介護（他のサービス共通）事業所ごとに、訪問介護員等（他の職種共通）の勤務の体制を定めておかなければならない。

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、指定訪問介護（他のサービス共通）事業所ごとに、当該指定訪問介護（他のサービス共通）事業所の訪問介護員等により指定訪問介護（他のサービス共通）を提供しなければならない。

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、訪問介護員等（他の職種共通）の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【基準条例 第 32 条第 1 項～第 3 項 ほか】

事例

- ✓ 事業所や併施設等の他の職種を兼務している職員について、勤務表においてそれぞれの職種に係る勤務時間を分けて管理していない。
- ✓ 従業員に対する研修を実施していない。または研修を実施した（参加した）ことが確認できない。
- ✓ 訪問系サービスと住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務している職員について、雇用契約書に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示せず、勤務形態を明確にしていなかった。
- ✓ 医師、薬剤師等の勤務予定を作成していない。又は、勤務予定と勤務実績が大幅に異なっている。

指導・ポイント

- 兼務する職種に係る勤務時間を明確にした勤務表を作成し、人員配置が適正にされているか確認できるようにすること。
- 職員の資質向上のため、研修計画を策定し、研修の機会を確保すること。
また、研修を実施した（参加した）際には、その記録を残すこと。
- 訪問系サービスと住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務している職員について、雇用契約書及び勤務表に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示し、勤務形態を明確にすること。
- 医師や薬剤師等、月の勤務日数が少ない職種についても、勤務予定を作成し、適正な勤務体制の管理を行うこと。

3 記録の整備

基準

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、利用者に対する指定訪問介護（他のサービス共通）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）保存しなければならない。

- 1 訪問介護（他のサービス共通）計画
- 2 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 3 第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- 4 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 5 第40条第2項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、第1項の諸記録のうち居宅介護サービス費（施設介護サービス費）及び特例居宅介護サービス費（特例施設介護サービス費）の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

【基準条例 第42条第2項及び第3項ほか】

事例

- ✓ サービス提供記録の保存年限が2年間とされている。

指導・ポイント

- 記録の種類に応じて、適切な期間保存すること。

4 心身の状況等の把握（※特定施設、特養、老健、療養型医療施設、医療院以外）

基準

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、指定訪問介護（他のサービス共通）の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、（※1病歴、※2服薬歴、）その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

※1:訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハビリ

※2:居宅療養管理指導

【基準条例 第14条ほか】

事例

- ✓ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。又は日時等が記録されておらず不十分である。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- また、当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時等の情報について記載すること。

5

非常災害対策

（通所介護・通所リハビリ・特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 共通）

基準

指定通所介護事業者（他のサービス共通）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

指定通所介護事業者（他のサービス共通）は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

【基準条例 第 110 条第 1 項及び第 3 項 ほか】

事例

- ✓ 災害対策計画が作成されていない。
- ✓ 災害対策計画は作成されているものの、風水害、地震等への対策について記載がない。
- ✓ 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。
- ✓ 定期的に火災等の災害時の避難訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 非常災害時に適切な対応を行えるよう、周辺地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、平常時の対策・職員の役割分担・避難経路・避難方法・避難中の対応・被災後の対応等を定めた具体的な計画を作成すること。
- 災害対策計画には風水害、地震等への対策に関する内容も盛り込むこと。
- 策定した災害対策計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。
- 避難訓練を実施した場合は、必ず訓練結果を検証した実施記録を残すこと。

6

秘密の保持

基準

指定訪問介護（他のサービス共通）事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、当該指定訪問介護（他のサービス共通）事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

指定訪問介護（他のサービス共通）事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

【基準条例 第 35 条 ほか】

事例

- ✓ 従業者の秘密保持について、特段の措置を講じていない

指導・ポイント

- 従業者との雇用契約時等に秘密保持の誓約書を徴する等、必要な措置を講じること。

介護報酬に関する基準

1 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）

基準

【キャリアパス要件Ⅰ】

- （一） 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

【キャリアパス要件Ⅱ】

- （三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- （四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。

【キャリアパス要件Ⅲ】

- （五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- （六） （五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

【職場環境等要件】

平成 27 年 4 月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

【大臣基準告示 第 4 ほか】

事例

- ✓ 事業所における賃金改善を行う方法、就業規則等の内容等について、全ての介護職員に対して周知していない。

指導・ポイント

- 処遇改善の内容及び賃金改善等の内容について、全ての介護職員に確実に伝わる方法（職員会議の開催、事務室への届出済の計画書の掲示等）により周知すること。

その他

1 業務管理体制の整備等

基準

介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。（後略）

【介護保険法 第 115 条の 32 第 2 項】

介護サービス事業者（中略）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数 が 20 以上の事業者の場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数 が 100 以上の事業者の場合に限る。）

【介護保険法施行規則 第 140 の 40 第 1 項】

事例

- ✓ 業務管理体制の整備に関する事項について届出がされていない。

指導・ポイント

- 速やかに業務管理体制を整備し、必要な届出を行うこと。

2 介護サービス情報の公表

基準

介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、（中略）、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、（中略）の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（中略）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

【介護保険法 第 115 の 35 第 1 項】

事例

- ✓ 介護サービス事業者は、その提供する介護サービスの所定内容（利用者の選択に資する情報）を県に定期的に報告することとされているが、報告されていない。

指導・ポイント

- 適切な方法により所定の内容について報告すること。

基準条例

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (H26 栃木県条例第 60 号)
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (H25 栃木県条例第 14 号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (H25 栃木県条例第 15 号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (H25 栃木県条例第 16 号)
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例 (H25 栃木県条例第 17 号)
- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (H25 栃木県条例第 18 号)
- ・ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例 (H31 栃木県条例第 2 号)

基準省令解釈通知

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (H11. 7. 29 老企第 22 号)
- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (H11. 9. 17 老企第 25 号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (H12. 3. 17 老企第 43 号)
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (H12. 3. 17 老企第 44 号)
- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について (H12. 3. 17 老企第 45 号)
- ・ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (H30. 3. 22 老老発 0322 第 1 号)

報酬告示

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (H12 厚生省告示第 19 号)
- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (H12 厚生省告示第 20 号)
- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (H12. 2. 10 厚生省告示第 21 号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (H18 厚生労働省告示第 127 号)

報酬告示留意事項通知

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12. 3. 1 老企第 36 号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12. 3. 8 老企第 40 号)

(参考)関係法令等の略称について

資料 2

別添

- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H18. 3. 17 老計発 0317001・老振発 0317001・老老発 0317001 号)

利用者等告示

- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (H27 厚生労働省告示第 94 号)

大臣基準告示

- ・ 厚生労働大臣が定める基準 (H27 厚生労働省告示第 95 号)

施設基準告示

- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準 (H27 厚生労働省告示第 96 号)